



FW: 【ご相談】 競技大会における参加資格について

1件のメッセージ

日本卓球協会 田部 勝 <m.tabe@jtta.or.jp>
宛先: 板垣賢一 <t.poleita@gmail.com>

2023年9月27日(水)、9:04

板垣様

いつもお世話になります。

UNIVASから日本スポーツ協会を通じて通信制の学生の参加資格についてお話を伺いたいとの依頼が参りました。

恐れ入りますが、お引き受けされるか否かのご検討をお願いいたします。

お引き受けいただけるようでしたら、日本スポーツ協会を通じてUNIVAS担当者に承諾ならびに板垣さんの連絡先（メールアドレス）をお伝えし、UNIVAS担当者から板垣さんに連絡いただくことになろうかと思っております。

以上、お忙しいところ恐れ入りますがどうぞよろしくお願い申し上げます。

田部

以下日本スポーツ協会メール転送内容

今年度から新たに当協会の加盟団体となった「大学スポーツ協会（UNIVAS）」が、標記の件について調査をしており、貴協会にもお話を聞きたいとのことで、ご担当者を紹介してほしい旨、依頼がありました。

具体的には、規則等で定められている参加資格にて、通信制の学生が除外されていることについて、理由や背景等をお聞きしたいとのことです。詳細はUNIVAS作成の添付ファイルをご確認ください。

ついては、調査にご協力いただけるようでしたら、UNIVASにご紹介する、貴協会のご担当者の方とご連絡先をご教示いただけますと幸いです。

お忙しいところ恐れ入りますが、ご確認・ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

競技大会参加資格における通信制学生の取り扱いについて

競技大会における学生の参加資格調査の依頼

平素は大変お世話になっております。

以下の件に関して調査を進めておりますのでご協力いただけると幸いです。

日本学生卓球連盟「規約」

第 9 条 加盟資格を次のとおりとする。

1. 学校教育法に基づく大学・短期大学・専門学校の卓球部。ただし大学院及び通信教育の学生を除く。

本規約において、通信教育の学生を加盟に当たっての除外条件とされている理由と背景について。また今後の方針について

1.調査の前提と概要

(1)調査の前提

- ・コロナ禍以降、オンライン授業など大学における学びの方法が多様化しているところであるが、一部の競技において、通信制の学生が競技大会に出場できない競技があるのはいかなるものか。。。
：6/27社員総会における学長理事からの課題提起（この時は「卓球」を素材として言及）

(2)調査の概要

- ・UNIVAS加盟団体に限らず幅広い競技種の範疇を設定し、以下の20競技に関して出場資格の調査を行った。
- ・調査方法は、各団体の公式サイトにて公開されている規約・規程の記載内容を確認した。

種別	競技名	備考	種別	競技名	備考
球技	野球		格闘技	空手	
	ラグビー			柔道	
	バスケットボール		射的	アーチェリー	
	アメリカンフットボール		水上	水泳	
	卓球	未加盟		サーフィン	
	バレーボール		氷上	スキー	
	テニス			スケート	未加盟
	ソフトテニス		体操	体操競技	未加盟
ゴルフ		陸上	陸上競技	未加盟	
武道	剣道	未加盟	その他	トライアスロン	

参考資料

・文部科学省「令和三年度全国大学一覧」によると、通信教育課程は、41大学93課程、入学定員60,530名と
なっている。

大学名	学部	学科	定員	大学名	学部	学科	定員	大学名	学部	学科	定員
北海道情報大学	経営情報学部	経営ネットワーク学科	400	法政大学	法学部	法律学科	3,000	日本福祉大学	福祉経営学部	医療・福祉マネジメント学科	800
	経営情報学部	システム情報学科	800		文学部	日本文学科、史学科、物理学科	100		福祉経営学部	造形学科	100
東北福祉大学	総合福祉学部	社会福祉学科	600	経済学部	経済学科、商業学科	3,000	健康科学部	健康科学部	180		
	総合福祉学部	福祉心理学科	260	人間福祉学部	人間福祉科学科	50	仏教学部	仏教学科	300		
日本ウェルネス大学 人間総合科学大学	スポーツ・レジャー学部	スポーツ・プロモーション学科	140	人間科学部	健康福祉科学科	50	文学部	日本文学科	300		
	児童学部	心身健康科学科	500	人間科学部	人間情報科学科	50	文学部	中国語	150		
聖徳大学	心理・福祉学部	児童学科	260	情報マネジメント学部	情報マネジメント学科	400	文学部	英文学科	300		
	心理・福祉学部	心理学科	100	人間福祉学部	人間福祉科学科	400	文学部	英文学科	150		
東京福祉大学	社会学部	社会福祉学科	260	教育学科	情報科学科	1,500	歴史学部	歴史学科	300		
	社会学部	社会福祉学科	520	理工学部	人間科学科	200	歴史学部	歴史文化学科	1,000		
東京福祉大学	教育学部	保育児童学科	—	教育学部	教育学科	250	社会学部	現代社会学科	500		
	教育学部	教育学科	300	造形学部	造形学科	15	社会学部	公共政策学科	500		
帝京平成大学	心理学部	心理学科	220	造形学部	造形学科	200	芸術学部	社会福祉科学科	1,200		
	現代ライフ学部	保育児童学科	100	造形学部	造形学科	60	芸術学部	芸術科学科	100		
慶應義塾大学	文学部	第1類、第2類、第3類	3,000	造形学部	造形学科	150	芸術学部	芸術科学科	150		
	経済学部	商学部系科目を主	4,000	教育学部	教育学科	2,000	芸術学部	芸術科学科	170		
中央大学	法学部	甲類、乙類	2,000	経済学部	経済学科	1,000	芸術学部	芸術科学科	230		
	法学部	日本文学文化学科	—	文学部	法律学科	1,000	芸術学部	芸術科学科	—		
東洋大学	文学部	法律学科	—	文学部	人間科学科	750	芸術学部	芸術科学科	100		
	法学部	法律学科	—	教育学部	教育学科	300	芸術学部	芸術科学科	200		
日本大学	文学部	文学専攻、政治経済学科	3,000	教育学部	児童教育学科	350	芸術学部	芸術科学科	150		
	経済学部	経済学科	3,000	こども心理学部	こども心理学科	75	芸術学部	芸術科学科	100		
日本女子大学	商学部	商業学科	1,500	現代マネジメント学部	現代マネジメント学科	20	法学部	法律学科	2,000		
	家政学部	児童学科	1,000	共生科学部	共生科学科	420	発達教育学部	発達教育学科	200		
日本女子大学	家政学部	食物学科	1,000	生涯学習学部	生涯学習学科	800	発達教育学部	福祉臨床科学科	—		
	家政学部	生活芸術学科	1,000	経済学部	経済経営学科	300	現代社会学部	現代社会学科	500		
				人間福祉学部	人間福祉科学科	100	こども未来学科	こども未来学科	1,000		
							文学部	文化財歴史学科	300		
							心理学部	子ども発達教育学科	—		
							次世代教育学部	教育経営学科	80		
							社会福祉学部	臨床福祉科学科	300		

(1)インターハイ参加資格

競技・大会・規定	規定している条項
令和2年度全国高等学校総合体育大会 卓球競技大会 第89回全国高等学校卓球選手権大会 実施要項(案)	(1)選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校(中等教育学校後期課程を含む)に在籍する生徒であること。但し、休学中、留学中の生徒を除く。 (2)選手は、都道府県高等学校連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技実施要項により全国大会参加の資格を得たものに限る。但し、都道府県高等学校体育連盟に専門部が設置されていない種目については、加盟校の生徒であることとする。 (5) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない
2023年度全国高等学校総合体育大会 水泳競技大会 第91回日本高等学校選手権水泳競技大会 ◇申込規定	1. 参加資格 (1)選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校(中等教育学校後期課程を含む)に在籍する生徒であること。ただし、休学中、留学中の生徒は除く。 (2)選手は、都道府県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し2023年度(公財)日本水泳連盟競技者登録を完了した者に限る。 (4) チーム編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。

(2)国民体育大会参加資格

競技・大会・規定	規定している条項
特別国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明 (2)所属都道府県 イ少年種別 (イ)「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地	・下記の者は学校所在地から参加することはできない。 (2) 通信による教育を行う課程に学んでいる者 注) 通信制の課程に在籍する生徒は 、「居住地」又は「勤務地」のいずれかから参加できる。 (「学校所在地」の所属選択はできない。)

2.調査の結果

(1)調査結果の概要

- 各団体が制定した規約・規程において「通信制(学生・大学)」に関する記載があったのは以下5団体。
- このうち、「卓球」「水泳」の2競技が課題に該当すると見做される。

競技	主管団体/規程	規定している条項	考察
卓球	日本学生卓球連盟 「規約」	第9条 加盟資格を次のとおりとする。 1. 学校教育法に基づく大学・短期大学・専門学校の卓球部。 ただし大学院及び 通信教育の学生を除く。	運動部の連盟への加盟資格において「通信教育の学生」を除外している。
水泳	日本水泳連盟 学生委員会「規約」	第4条(加盟校) 次に掲げる学校で所定の手続きに従って、本委員会に加盟した学校を加盟校という。 ①学校教育法第1条に定める大学(大学院および 通信教育の学生を除く)および高等専門学校(第4、5学年に限る)。	連盟への加盟校の条件において「通信教育の学生」を除外している
野球	全日本大学野球連盟 「日本学生野球憲章 付属規定」	1. 加盟に関する規程 (3) 通信制大学の加盟に関する特別 ・大学を代表するチームとしての活動実態の確認が必要。	通信制大学が加盟できる必要条件を規定しているものである。
ラグビー	関東大学ラグビーフットボール連盟 「競技細則」 ※中央団体規程は非公開	第7条 プレイヤーの出場資格 (4) 通信教育の学生 については、四年生の学部と同等のもので、通常の教育とスクーリングを受ければ、最低四年間で卒業出来る学部 ^① に所属して居れば出場出来る。	出場できる通信教育機関の条件を制定しているものである。
バスケットボール	全日本大学バスケットボール連盟 「基本規程」	第3条 外国籍選手の登録 (1)外国籍選手は、学部 ^① に在籍する学生でなければならない。 なお短期留学生、交換留学生、語学研修生、聴講生、研究生、 通信制の大学に在籍する学生 、専攻科に在籍する学生、※学士入学・学士編入学をした学生等は、認められない。	外国製選手に限った規定である。

3.今後の対応

(1)該当する競技団体へのヒアリングの実施

- 「日本学生卓球連盟」「日本水泳連盟」に対して個別ヒアリングの実施。
規定記載内容の確認・規程化した理由と背景・今後の方針